

中小企業大学校(仙台校)講座受講促進助成利用の取扱い

令和3年4月1日
公益社団法人宮城県トラック協会

1 目的

中小企業大学校(仙台校)は、中小企業の経営者や管理者等を対象として、中小企業の経営資源の充実や人的能力の開発・向上を図るために設立された研修機関である。公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、中小企業であるトラック運送事業者の経営者や管理者等が中小企業大学校(仙台校)の講座を受講した場合、その費用の一部を助成することにより、トラック運送事業の経営基盤を強化することを目的とする。

2 受講の届出・承認

受講を希望するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)は、令和3年4月1日から令和4年2月4日までの間に、様式1「中小企業大学校(仙台校)講座受講助成申込書」により宮ト協に申請をする。【事前申請】

なお、1事業者あたり10名を限度とする。予算枠に達した場合は、その時点で受付終了とする。

3 大学校への申込みの手続き

受講を希望する事業者は、直接、中小企業大学校仙台校への受講申込み手続きを行う。

なお、助成対象となる講座は、全日本トラック協会が指定するものとする。(別表 助成対象一覧)

4 受講終了後の手続き

事業者は、受講終了後7日以内に、様式2(又は様式2の2)「中小企業大学校(仙台校)講座受講実施報告書」により宮ト協に助成金交付の請求をする。【実績報告】

なお、2月の講座も助成対象になるが、令和4年2月21日までに、様式2(又は様式2の2)による実績報告を提出できる講座でなければ、助成金交付を受けることができない。

5 助成金額

受講料の3分の2を助成する。受講者(本人)が宮ト協青年部員の場合は、受講料の全額を助成する。

6 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

また、この規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

7 その他

(1) 当該講座が、「事故防止研修会等開催・参加助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金は交付しない。

(2) 業者は、都合により取下げる場合、事前に様式3「中小企業大学校(仙台校)講座受講助成申込取下書」を宮ト協に提出する。

(3) 事業者は、仙台校以外の中小企業大学校の講座を受講する場合、事前に宮ト協に連絡する。